

## 第5回鳥取県立中部療育園整備検討会 次第

日時：平成29年10月30日（月）

14：00～15：30

場所：鳥取県立倉吉総合看護専門学校 会議室

1 開会

2 挨拶

3 協議事項

（1）新たな学びの場について

（2）各圏域ごとの子どもの通学状況等について

（3）理想とする分教室のイメージについて

（4）中部圏域における役割分担について

（5）中部療育園整備方法（案）について

（6）その他

4 閉会



## 協議事項2 医療的処置の依存度や医療的リスクの高い幼児児童生徒の 新たな学びの場の検討について

特別支援教育課

### 1 検討内容

医療的処置の依存度や医療的リスクの高い児童等の健康面や安全面に最大限配慮しつつ、家庭から外に出て学習することを保障するための在り方を検討する。

### 2 学びの場イメージ

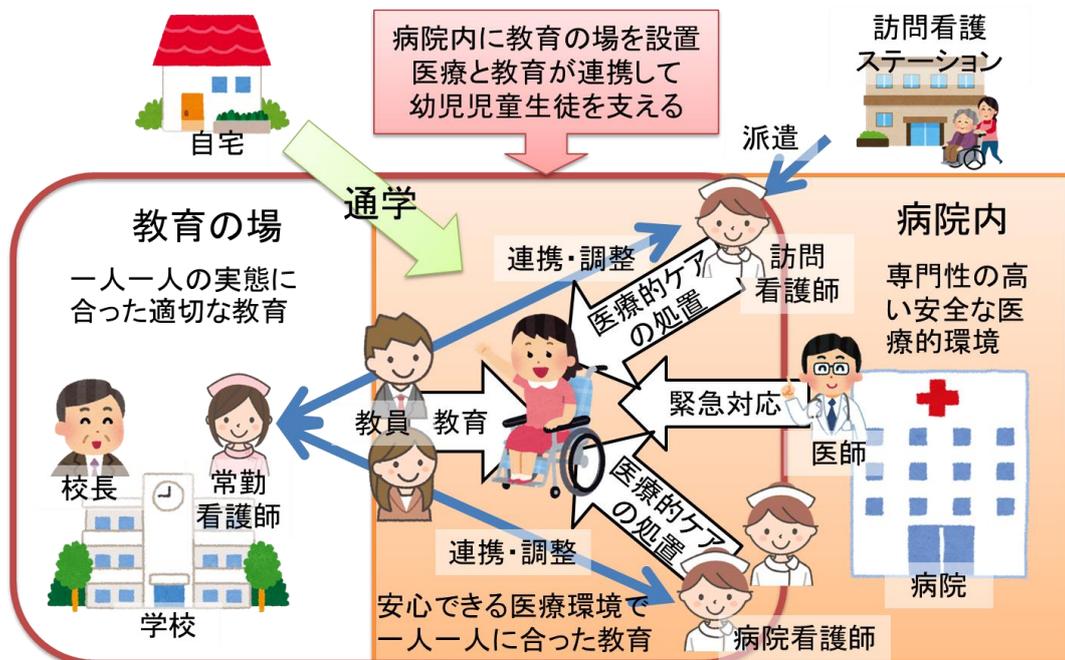
#### (1) 教育保障をする上で

- ・個別あるいは集団による学習ができる環境があり、一人一人に合った教育を受けることができる。
- ・医療面でも安全に対応できる体制が整備されているおり、安定した体調で教育を受けることができる。

#### (2) 切れ目のない支援体制をつくる上で

- ・児童等と保護者の負担軽減のため、放課後はそのまま放課後デイやショートステイに移行できる。

### イメージ図



- ・医療的ケアを訪問看護等に委託し、在宅時も同じステーションからの看護を受けることも考えられる。

## 各圏域ごとの子どもの状況等について

特別支援教育課

## 1 各圏域ごとの指導形態等

区分	通学	訪問籍	合計	圏域の人口(全体)	圏域の人口(未成年)
東部	37名	6名	43名	230,928名	40,672名
中部	8名	0名	8名	103,203名	18,037名
西部	36名	6名	42名	235,448名	41,256名
合計	81名	12名	93名	569,579名	99,965名

出典:鳥取県年齢別推計人口(平成28年10月1日現在)

出典:平成28年度特別支援学校における医療的ケアに関する調査(平成28年5月1日現在)  
 ※在籍している学校の圏域であり、生活している圏域ではないことに留意

## 2 医療的ケアの状態像

医療的ケア項目		通学	訪問
栄養	経管栄養(鼻腔に留置されている管からの注入)	15	4
	経管栄養(胃ろう)	28	7
	経管栄養(腸ろう)	1	0
	経管栄養(口腔ネラトン法)	1	0
	I V H中心静脈栄養	0	0
呼吸	口腔・鼻腔内吸引(咽頭より手前まで)	49	8
	口腔・鼻腔内吸引(咽頭より奥の気道)	6	2
	気管切開部(気管カニューレ内)からの吸引	7	5
	気管切開部(気管カニューレ奥)からの吸引	0	0
	経鼻咽頭エアウェイ内吸引	1	1
	気管切開部の衛生管理	7	3
	ネブライザー等による薬液(気管支拡張剤等)の吸入	24	3
	経鼻咽頭エアウェイの装着	1	1
	酸素療法	14	5
	人工呼吸器の使用	12	5
排泄	導尿 ※本人が自ら行う導尿を除く	7	2
その他		51	1
合計(延人数)		224	47
県合計(延人数)		271	

出典:平成28年度特別支援学校における医療的ケアに関する調査(平成28年5月1日現在)

## 理想とする分教室のイメージについて(案)

資料3

倉吉養護学校

### 1 分教室のイメージ

- ・肢体不自由教育部門を医ケアの有無に関係なく分教室化する。  
(単一障がい学級籍3名、重複障がい学級籍16名が一緒に学校生活することが基本)

### 2 分教室化後の状況

#### (1) 生徒関係

現状(H29.4.1現在)		分教室化後			備考
区分	人数	区分	条件	人数	
倉養本校に通学	131名	倉養本校に通学	・知的障がい教育部門籍	112名	内訳 本校→本校112名
倉養分教室に通学	0名	倉養分教室に通学	・肢体不自由教育部門籍	19名	内訳 本校→分教室19名
合計	131名	合計	—	131名	

#### (2) 教職員

現状(H29.4.1現在)		分教室化後			
		本校		分教室	
校長	1名	校長	1名		
副校長	1名	副校長	1名		
教頭	1名	教頭	1名		
主幹教諭	1名	主幹教諭	1名		
教諭等	110名	教諭	89名	教諭等	21名
養護教諭	2名	養護教諭	2名		
事務職員等	5名	事務職員等	5名		
非常勤職員等	12名	非常勤職員等	10名	非常勤職員等	2名
学校看護師	4名	学校看護師	1名	学校看護師	4名
合計	137名	合計	111名	合計	27名
		本校・分教室合計		138名	

※現時点でB部門(知的障がい)に医ケアを必要とする児童がいるため、本校に学校看護師1名が必要

### 3 分教室概要

#### (1) 分教室に設置する教室等(2階建てとした場合)

教室等名	室数・広さ						備考
	1階		2階		管理棟 (中部療育園等との共用部分)		
教室	4	224 m <sup>2</sup>	6	336 m <sup>2</sup>			8m×7m
ケアルーム	1	96 m <sup>2</sup>					8m×12m
ランチルーム	1	56 m <sup>2</sup>	1	80 m <sup>2</sup>			8m×7m, 8m×10m
プラットホーム・前室	1	15 m <sup>2</sup>					3m×5m
自立活動室		m <sup>2</sup>	1	96 m <sup>2</sup>			8m×12m
多目的トイレ・トイレ	1	56 m <sup>2</sup>	1	56 m <sup>2</sup>	1	56 m <sup>2</sup>	8m×7m
スヌーズレン	1	24 m <sup>2</sup>					4m×6m
洗濯室	1	4 m <sup>2</sup>					2m×2m
職員室・事務室		m <sup>2</sup>			1	80 m <sup>2</sup>	8m×10m
更衣室		m <sup>2</sup>			2	42 m <sup>2</sup>	3m×7m
会議室		m <sup>2</sup>			1	56 m <sup>2</sup>	8m×7m
給湯室		m <sup>2</sup>			1	4 m <sup>2</sup>	2m×2m
相談室		m <sup>2</sup>			2	42 m <sup>2</sup>	3m×7m
倉庫		m <sup>2</sup>			1	24 m <sup>2</sup>	3m×8m
教材室	1	24 m <sup>2</sup>					8m×3m
昇降口(玄関)	1	64 m <sup>2</sup>					8m×8m
エレベータ・階段	1	33 m <sup>2</sup>	1	33 m <sup>2</sup>			3m×3m, 8m×3m
スロープ		168 m <sup>2</sup>		168 m <sup>2</sup>			21m×8m
廊下		120 m <sup>2</sup>		120 m <sup>2</sup>			40m×3m
計		884 m <sup>2</sup>		889 m <sup>2</sup>		304 m <sup>2</sup>	

敷地面積                      単独部分(2階建) 890 m<sup>2</sup>                      共用部分                      304 m<sup>2</sup>

#### (2) 他施設を利用する教室等

教室等名	利用施設名	備考
水治訓練室	倉吉養護学校	バス利用
体育館	倉吉看護学校	エアコン設備が必要

## 中部圏域における役割分担について

## 【考え方】

施設の名称	役割	業務内容
中部療育園	県中部圏域を対象とした(医療型)児童発達支援等への対応	中部圏域の障がい児に対して直接支援を行うとともに、児童発達支援センターとして相談支援・助言指導、医療福祉関係の情報提供を行うことや、関係機関相互の協議・調整等、連携を図っていく上で、中部圏域の中心的な役割を担う
皆成学園	県全域を対象とした入所サービスへの対応	知的障がい児に対する入所サービスを提供するとともに、社会自立に向けて生活の場を確保する役割を担う
発達障がい者支援センター(エール)	県全域を対象とした発達障がいへの対応	発達障がい児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児(者)及びその家族からの相談対応、地域における総合的な支援体制の整備の推進の役割を担う

## 【実施事業一覧】

区分	事業概要	中部療育園	皆成学園	発達障がい者支援センター(エール)	
児童福祉法					
福祉型障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う		○		
児童発達支援	障害児につき、児童発達支援センターなどに通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を供与する	(休止中) ※機能性構音障害	○		
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行う	○			
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する	○			
障害者総合支援法					
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等に当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する		○		
地域生活支援事業					
療育障害児支援等事業	訪問療育	障がい児の自宅に職員が訪問し、相談に対しアドバイスを行う	○		
	外来療育	本人やご家族に支援施設に来所してもらい、相談を受けたり、療育に関する助言を行う	○		
	施設支援	障がい児が利用している施設(保育所、学校、事業所等)に職員が訪問し、施設職員に対し指導・助言を行う	○	○	
発達障害者運営支援事業	相談支援	発達障がい児(者)及びその家族等からの相談に応じ、適切な助言を行う			○
	発達支援	保育所、療育機関等へ通所している発達障がい児(者)に対して、適切な発達支援方法について助言する			○
	就労支援	就労を希望する発達障がい者に対して関係機関と連携しつつ適切な助言等を行う			○
	普及啓発及び研修	発達障がい児(者)の支援体制が推進されるよう関係機関を対象とした研修会を実施する			○
日中一時支援(市町村から受託)	障がいがある方に日中における活動の場を提供するとともに、その家族の就労支援及び一時的な休息等を提供する		○ (市町村から受託)		
医療法					
外来診療	・医師の診察(脳神経小児科医、整形外科医) ・理学療法、作業療法、言語療法等の個別訓練	○			
その他					
保護者支援(地域障がい児・者交流会)	・自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症などの発達障がいのある子どもの保護者が、より適切な子どもへの関わり方を学び、保護者交流の機会の確保や地域資源等の情報提供を行う	○			

## 中部療育園の整備方法（案）

平成29年10月30日  
子ども発達支援課

中部療育園は、建築後13年が経過し、施設の狭隘化などさまざまな課題が生じていることから、本年3月に新たな中部療育園の整備について有識者を交えた本検討会を立ち上げ、これまで4回にわたり、県中部圏域における療育ニーズ、中部療育園の現状、学校医療体制の現状と課題及び利用者アンケート結果等の幅広い観点の中で、さまざまな議論を行ったところである。

については、これまでの意見等を踏まえた上で、下記にある前提条件等に基づき、具体的な整備方法等の検討を行うこととする。

なお、本県の公共施設等の管理については、その基本方針となる「鳥取県公共施設等総合管理計画」を策定した上で、その中で、「県の財政負担を軽減させるため、土地・建物等の県有財産の総量を縮小し、将来にわたる資産保有に要するコストを削減するとともに、効率的な管理・効果的な利活用を行うなどの取組が一層求められる」とされており、中部療育園の整備に当たってもこの考え方に沿って検討するものとする。

## 記

## 1 前提条件

現在の中部療育園の持つ機能が十分に発揮できる施設を整備するため、次の事項を前提に検討を行うこととする。

## (1) 狭隘化の解消

平成15年に肢体不自由児を対象とした通園施設として開設された施設であるが、利用者のニーズ現在、狭隘化によって通園事業及び外来診療のいずれにおいても、様々な問題が生じている。したがって、現在、中部療育園が持つ機能を十分発揮するためにも、早急に各部屋の新設・拡充を図る。

## (2) 敷地の拡充

現在の場所よりも広い敷地を確保し、施設の拡充を図るとともに、現在不足している駐車場のスペース拡充を図る。

## (3) 費用対効果

県が所有する未利用地や既存施設を積極的に活用するなど、できるだけ建設コストの縮減を図る。

## 2 整備方法等

候補地の選定に当たっては、今までの検討会の議論を踏まえるとともに、上記1の条件を満たすために、次の(1)から(3)の項目におけるメリット・デメリットを踏まえて、総合的に検討していくこととする。

(1) 整備方法 ①既存の他施設の活用（リノベーション）、②現施設の拡充、③新築

(2) 整備場所 ①現在地周辺、②倉吉養護学校周辺

(3) 設置方法 ①中部療育園の単独型、②倉吉養護学校（分教室）併設型



# 中部療育園整備候補地 比較表

○整備候補地の検討に当たっては、公共施設等総合管理計画の基本的な考え方にに基づき、既存施設の有効活用の可否から順に検討を進めることとする。

区分	【第1候補】 既存の他施設のリノベーション	【第2候補】 現施設の拡充	【第3候補】 県有地への新築
候補地(案)	(元)倉吉市立河北中学校(管理教室棟)	現在地及び隣接地	倉吉総合看護専門学校グラウンド
面積	建物	約1,500㎡(3階建て)(建物本体のみ)	約1,000㎡(建物本体のみ)
	敷地	約9,800㎡(建物敷地部分:その他に複数の建物あり)	約1,600㎡
整備費	概算(案)	約3億円(その他、エレベーター設置費及び周辺整備費等は別)	約3.5億円
	積算根拠	約1,500㎡×約20万円/㎡ ※過去の新築工事を基に算出した参考数値であることから、今回の工事費とは異なる。	約360㎡×約8万円/㎡+約640㎡×約50万円/㎡ ※過去の新築工事を基に算出した参考数値であることから、今回の工事費とは異なる。
構造(案)	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート(既存施設部分は軽量鉄骨造)	鉄筋コンクリート
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路のそばで、JR倉吉駅に近いことや最寄りのバス停も近くにある(約350m)ことなどから、自家用車を持たない利用者にとっても交通の便が良い</li> <li>必要な駐車場スペースを確保することが可能となる</li> <li>現在の場所とは異なる場所に整備するため、工事の騒音による子どもへの影響や業務への支障がない</li> <li>建物の部屋の用途を調整する余地があるため、今後の利用者ニーズの変化への対応もしやすい</li> <li>子ども達に必要な面積の園庭が確保できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの利用者にとって交通の便が良く、重症児にとっては厚生病院に近い</li> <li>立地場所が利用者アンケート結果(8割が現在地周辺を希望)に沿う</li> <li>現在地に整備することから、建物移転に伴う利用者への負担はほとんどない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの利用者にとって交通の便が良く、重症児にとっては厚生病院に近い</li> <li>立地場所が利用者アンケート結果(8割が現在地周辺を希望)に沿う</li> <li>新設であるため、理想とする部屋等の配置が可能となる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該敷地は幹線道路から少し中に入り込んだ場所にあるが、進入路が狭く、また、初めて利用する方には場所がわかりにくい</li> <li>3階建て建物を活用するため、エレベーターの設置が不可欠で、その分、整備費が増額になる</li> <li>さらに、既存施設の部屋割りを活用するため、利用者の動線や部屋の配置が思いどおりにならない可能性がある</li> <li>(特に重症児にとっては)現在地と比べて厚生病院までの距離が遠くなる(現在地から約2km)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内での工事施工により、騒音を始めとして日常の療育活動に支障が生じかねない</li> <li>工事期間中、駐車スペースが縮小せざるを得なくなるため、療育園の利用者等に不便がかかる</li> <li>敷地内に駐車場を確保することが困難であるため、近接する倉吉総合看護専門学校グラウンドの活用が必要となる</li> <li>倉看グラウンドを利用者臨時駐車場や資機材置き場等に使用する場合、現在学生用駐車場として使用している部分が縮小となるため何らかの対応が必要となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉吉総合看護専門学校グラウンドは、現在学生用駐車場として使用していることから、何らかの対応が必要となる</li> <li>グラウンドだけでは必要な駐車场面積の確保は困難であるため、近接する現在地等を駐車場にすることが必要となる</li> </ul>

民有地への新築 ※倉吉養護学校周辺も含む





平成29年10月4日（水） 一般質問 自由民主党 浜崎議員

【中部療育園の整備に係る検討状況】

本問5 浜崎議員

続きまして、中部療育園の建て替え整備についてであります。昨年の9月定例会におきまして、中部療育園の狭隘化に伴う建て替え整備について質問させていただきました。

中部療育園の利用者につきましては、発達障がいに係る外来診療患者の増加など、利用者ニーズの多様化に伴い利用者数が激増しております。保護者からは、「施設が狭く使いづらい」などの声が上がっていたことから、狭隘化した施設を一刻も早く建て替えるべきではないかとお尋ねしたところですが、知事からは「少し時間をかけて関係者とも議論を行い、中部療育園のあるべき姿を模索していきたい。」という答弁をいただいたところであります。

前回の質問から1年が経過しました。現在の検討状況はどうなっているのか、知事にお伺いをしたいと思います。

答 弁 平井知事

次に、中部療育園につきましてお尋ねがございました。

これにつきましては、今、まだ検討中ということになりますが、「中部療育園整備検討会」という検討のスキームを立ち上げまして、既に4回ほど委員の皆さんに集まっていたき会合を開いています。ここには、発達障がいなどそうした課題を抱えているお子様の御家族であるとか、それから倉吉養護学校や厚生病院や、そうした各方面の代表者にも入ってもらって、中部療育園の今後の姿をどういうふうにしていくのか、整備をどうするのかを具体的に話し合っているところであります。

実は、最近、本当にここ数年なんですけど、急速に中部療育園の使われ方といいますか利用のされ方が変わってきているところであります。以前はそういうタイプではなかったんですけども、この4、5年前ぐらいまでは、年間300人くらいだったところが、今、1千件、2千件と、年間ですね、外来の診療が増えてきていると。現実にも今年度から専門の先生というものを貼り付けており、こうした傾向がますます加速するのではないかなというふうに思います。ですから、従来の「医療型児童発達支援施設」的なものということよりも、外来診療などを行うようなそういう場に今変わり始めているところでございます、ちょっと利用者の層が入れ替わり始めているということでもあります。

ですから、そこをどういうふう to 今後考えていくかということも含めて、場所のことなども考えなきゃいけないのかもしれないかもしれません。以前も御意見をいただきましたように、倉吉養護学校サイドの話もございます。それから現在の中部療育園のところ、あるいは、場合によっては、あの近所にも（元）河北中学校のように、私どもで使い道のまだ十分決まってないような施設もあつたりしますので、どういうところが具体的に望ましいのか、この辺をそうした選択肢の中で検討していくということになるかと思えます。

最終的には、利用者の利便性なども考えながら、結論を出していくべきかなと思えますが、まだ現在は検討の途上というところでございます。

## 平成29年9月県議会 議事録

平成29年10月4日（水） 一般質問 自由民主党 浜崎議員

### 【中部療育園の整備に向けた今後のスケジュール】

#### 追及6 浜崎議員

追及を続けていきたいと思えます。中部療育園——先ほど知事の方からお話しがございました。利用者数は、27年度は1,896、平成28年度が2,897、平成29年度8月末現在で1,438ですが、年換算で計算すると3,451というような数値が出ております。かなり増加していくということです。先ほど知事からも、外来診療でも千件ぐらいという話がありました。発達障がいの方々も増えているようでもあります。

利用者の増加でますます狭隘化が進んでおります。日々の療育活動にも支障を来しているんじゃないかなと心配するところでもあります。保護者や関係者、地元自治体等の意見をよく聞いて時間を掛けることも大事ですが、現実問題として狭隘化の問題、かなり猶予のないところまで来たらへんかなというふうに思うところもあります。

中部圏域の子どもたちに質の良い療育を提供するためにも、人の配置はもちろんであります。療育環境を整えるためにもこの部分は、ハード面の整備も重要であろうと思っております。

そろそろ、改築場所の決定など整備方針の結論を出す——先ほど知事の方から「もう少し時間を」ということでしたが、答えれる範囲でよろしゅうございますが、今後のスケジュールを含めて知事の所見をお伺いしたいと思います。教育長の方は（答弁は）結構でございます。

#### 答 弁 平井知事

中部療育園のあり方につきまして重ねてお話がございました。

議員の方からもかねて問題提起がありますように、中部療育園の老朽化といいますか使い勝手が悪くなっていく、特に利用者は増えてますので、ちょっと手狭感が出始めているということもありますし、もともとある意味プレハブ的に作っているところもありますので、それを「きちんとした施設に」という面もあります。

また、前回の御質問の時は、倉吉養護学校との関係もありまして、「ここをどういうふうにほどこきながら問題解決していくか」ということで、今、議論が重ねられているところです。

一つには、中部療育園については、利用者の視点も入れて方向性を出していくということですが、「できれば、今（園）あるところと近い方が便利だがな」という方が、当然ながら今通っておられる方が多いものですから、そういう御意見が強かったりしております。他方で、学校の方に例えば併設するという考え方もあり得なくはないわけですが、そちらは「学校側のスタッフの方で（医療的ケアを）充実していくことで対応できるんじゃないか」とかですね、そういう御意見も出ていたりしております。

いずれ選択肢がだんだんと絞られてくると思えますが、年末までか年度内かぐらいには、そちらの方の結論が出るのではないかなと思っておりますし、そうであれば、平成32年度とか、そうしたあたりで供用開始できるような、そういうスケジュール感もそろそろ見え始めたのかなというふうに思っております。

ただ、どんどんと今の医療的ケアの必要な子どもの事情も変わってきてますし、発達障がいの問題も実は、倉吉の療育園の場合はウェイトが大きいものですから、その辺の実情をよく踏まえて、また改めて議会の方に相談をさせていただきたいと思えます。